

## 安平町行政不服審査会条例（案）の基本的な考え方

○行政不服審査法の改正に伴い、地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限が属させられた事項を処理するための機関を置くこととなったため、条例でその組織及び運営に関する事項等を定めるものです。

○条例では、主に以下の内容を規定する予定です。

### 1 設置

- ・行政不服審査法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、町長の附属機関として、安平町行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くことができるとします。

### 2 組織等

- ・審査会は、学識経験者その他優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する5名以内の委員で組織することとします。
- ・1)委員の任期は、事件ごとに、町長が任命し、当該事件に係る審査が終了したときは、解任されるものとしています。
- ・審査会に会長を置き、委員の互選により定めることとします。
- 2)委員は事件ごとに町長が委嘱します。

### 3 会議

- ・審査会の会議は、事案が発生した場合において会長が招集し、その議長となることとします。
- ・審査会の会議及び会議録は、非公開とします。

### 4 守秘義務

- ・審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も、また同様とすることとします。

### 5 罰則

- ・守秘義務の規定に違反した者は、行審法第87条を参照する規定により50万円以下の罰金に処することとします。

### 6 その他

- ・この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行することとします。

**※平成28年4月1日**

### 【日 程（案）】

平成28年1月18日から2月8日 パブリックコメント

平成28年2月8日 結果公表及び調整

平成28年3月議会議案提出 平成28年4月 施行

## ○安平町行政不服審査会条例（案）

（設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項及び第2項の規定により、安平町行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（所掌事項）

第3条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織等）

第4条 審査会は、町民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する委員（以下「委員」という。）5人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第5条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた職見を有する者のうちから、事件ごとに、町長が任命する。

2 委員は、当該事件に係る審査が終了したときは、解任されるものとする。

3 町長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在職中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

6 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

（会長及び副会長）

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、町長が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第3条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(招集)

第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

(定足数及び表決数)

第8条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、審査会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。